

(様式 2)

管外調査、研修、要請陳情、各種会議結果（報告）

舞鶴市議会議長 上野修身 様

平成30年12月1日

会派代表者氏名 松田 弘幸

このたび、調査、研修、要請陳情、各種会議をしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加者氏名 松田弘幸、上羽和幸、小谷繁雄、杉島久敏
- 2 調査・研修地 千葉県船橋市役所、東京都調布市役所、長野県上田市役所
- 3 期 間 平成30年 7月 3日 ～ 7月 5日
- 4 経 費 ￥235,545（うち政務活動費充当額：￥223,460）
- 5 結果の概要

① 会者・研修講師名

7月 3日	船橋市議会	議 長	鈴木 和美
	保育認定課	課 長	齋藤 武志
	市議会事務局	課長補佐	松浦 年洋
		調 査 係	鈴木 博子
7月 4日	調布市教育委員会	室 次 長	米内山 桂
		指導主事	石津 孝介
		指導主事	西川 諭
	市議会事務局	次 長	堀江 正憲
7月 5日	上田市教育委員会	課 長	高木 比登彦
		課長補佐	横沢 直子

(株)シナノケンシ

指導主事 小池 心吾
開発係長 田代 佑介

- ② 調査、研修、要請陳情、各種会議先内容 … 別紙にて次の事項を記載
- ア 事業目的、事業の概要、経費・財源、効果など
 - イ 研修、要請陳情、各種会議内容
 - ウ 所感

○視察先：千葉県船橋市

○視察先所在地：〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

TEL 074-436-2111

○視察目的・内容

【 目 的 】

保育について

【 調査項目 】

1. 休日保育について
2. 特色ある保育について
3. 保育人材の確保について

【実績と成果】

5年間で、保育園が32園増加したほか、小規模保育事業所等21園、認定こども園が6園新設されている。市の人口は増加傾向にあるものの、就学前児童数は減少傾向となっている。

平成27年に待機児童数が国基準：625人と全国ワースト2位になったことを受け、待機児童の早期解消に向け「待機児童解消緊急アクションプラン」を策定し、①全市的な保育需要の増加、②局地的な子育て世帯の増加、③供給量を上回る需要の伸び、④保育士の不足を要因とした待機者増に対し、①待機児童の受け入れ枠（最大2,000人分）の緊急拡大、②保育士の緊急確保により待機児童の減少を図っている。

1. 休日保育について

保護者の就労形態の多様化に対応し、認可保育園等を利用している子どもを、平日だけではなく、休日についても保護者の就労等の理由により家庭で保育できない場合、保育園で預かるものである。実施日を日曜日及び祝日（1月1日から3日を除く）、年末の午前7時から午後7時までとし、対象を「市内の認可保育園等を利用している」、「市

内在住で市街の認可保育園等を利用している」児童とし、2ヶ園の保育園で実施している。延利用者は年平均750人前後と横ばい傾向であったが、平成29年度には保育士不足を要因とし、休日勤務員の確保が困難なことから態勢面において受入人数に影響したことが考えられ、利用者の減少が見られている。

2. 特色ある保育について

平成28年4月、厚生労働省の「病児保育事業実施要項」の一部改正により、「送迎対応」が創設される。

船橋市における病児・病後児保育事業としては、事業者数の伸びは横ばいで市内における病児・病後児施設は5施設、病後児施設は1施設となっている。延使用者数は増加傾向にある。

病児・病後児保育施設の「病児保育室わかば」が平成29年4月に開園し、送迎対応付き病児保育事業を展開している。保護者に代わって保育園等に迎えに行き、必要に応じ受診させた後、病児保育施設で預かることから、保護者の負担が軽減されている点が増加の主な理由と思われる。ただ、保護者が仕事中にお迎えに来ることができないケースによるトラブルが多発している点は今後の課題である。

3. 保育人材の確保について

待機児童解消の一環事業として実施されている。保育士の処遇改善として、処遇向上補助金や臨時保育士の賃金の引上げにより、採用人員の増加に努めている。

また、国庫補助事業を活用し、平成27年12月から5年を限度に保育士宿舎借上事業として上限、月額82,000円の家賃等の補助も実施しているほか、新たな人材確保をめざし、市単独事業として学生に月額30,000円の修学資金貸付事業を実施、保育士養成学校等への訪問活動による直接PRの実施などに努めている。

ハローワークとの共催による保育士就職相談や保育士就職支援研修会、保育職場復帰支援実習や研修等の実施により保育士は着実に増加している。保育士不足の減少にともない待機児童数も徐々に減少してきている現状にある。

【 主な質疑 】

質問：待機児童の数を随分減少させておられるようだが、移住などにより、市街からの転入者があった場合、途中入園に関しての対応はスムーズに行なっているのか。

回答：感覚的な答えになるが、市外から転入される場合もハンディはあまりないものと思われる。どちらかといえば、地域性によって入園しやすい所か、しにくい所かの影響が大きいものと思われる。

質問：時期はずれの転入に関しても問題はないのか。

回答：船橋市の場合はJR沿線など交通の便による地理的な偏在が顕著であるため、それによって園への希望人数の偏在が見られる。したがって時期外れの転入は希望する地域の園に入園できないなどの影響が出てくる。

質問：保育士の人材確保についてだが、就業継続支援研修においてモチベーションアップがあるがどのような工夫がされているのか。

回答：講師を招き2時間程度の講習を行なっている。短い時間で研修を実施している現状である。勤務中の保育士に対して実施することから、午後、子どもたちのお昼寝の時間を利用し実施している。自己肯定感を高めることを目的としている。

質問：保育士の勇気付け的な側面もあるのか。

回答：そういった部分も含めている。保育士の仕事については大変だけれど、なかなか評価されないという面がある。保育士の「仕事の大切さ」を思い起こさせていただけるような研修により勇気づけられている。

質問：休日保育について、保育士の不足によって受け入れられなかったという結果的な部分もあるようだが、現実にはどういった実態があるのか。また、休日保育を実施されて、市民の声はどうなっているのか。

回答：受け入れに関しては、保育士が不足していることから、休日保育の人員配置まで手が回らなかったため

かもしれない。保育認定を受けている通常の家庭であれば、両親ともに日曜・祝日に就業していることは考えづらく、自営業などの特別な場合を除き、絶対数の対象はそれほど多くはないものと思われる。ただ、人数が少なくても必要な事業と捉えている。

質問：希望されるニーズに対する休日保育は実施されているのか。

回答：できない時もある。年末など希望者が集中するのでお断りする場合もある。

質問：土曜日についてはどのような扱いか。

回答：土曜日は一般保育の範囲内となっている。

質問：待機児童となった親御さんから休日保育を受けられないことに対する要望はないのか。

回答：あまり聞かない。以前に待機児童となり、認可外保育を利用しているが、休日保育を受けられないのかという問い合わせはあった。

【 所 感 】

本市において休日保育は実施されておらず、そのニーズに関しても耳にする機会はあまりにも少ない。待機児童に関してもニュースなどで全国的に問題になっている所もあるようだが、幸い本市においては今のところないといえる。しかしながら核家族化が進む状況にあって、家族構成を考えると両親が共働きであり、子どもの世話をする者がいないといった状況の家庭は決して少なくないのではないだろうか。ただそれが日曜・祝日に及んでいない状況にあるだけのことではないだろうか。

今後、「子育てしやすいまち」といった環境面を考え、移住定住施策を推進し、人口増をめざすのであれば、様々な業種の方々、特に自営業の方たちにとっては、その就業形態の状況に応じて、少なからず休日保育が必要になって来るものと思われる。多少の準備が必要なのではないだろうかと考える。

保育士不足に関しては処遇改善がもっと重要な施策であろう。労働の対価というものが十分評価されていない。保育士もまた、子育て環境の中にある人員だということを決して忘れてはならない。継続して就業していただけるよう環境を整えることも必要である。新たな保育士確保に関しては船橋市同様、本市においても各種支援を整え、尽力していただいている状況と認識している。

○ 視察先：東京都調布市役所

○ 視察先所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7111

○ 視察目的・内容

【 調査項目 】

1. インクルーシブ教育について
 取り組みの現状や課題について
2. 通教指導教室の巡回指導について
 取り組み内容、経過と現状、課題について

【 実績と成果 】

1. インクルーシブ教育について
 取り組みの現状や課題について
 インクルーシブ教育については、先生方及び保護者の方がいかに理解されていくかが必要とされる。
 調布市では、①一人一人の子どもが共に学ぶ、②一人一人の子どもが十分に学べる、③一人一人の子どもが排除されない、④一人一人の子どもに多様な学び場がある、以上を教育システムとして捉えている。これらを推進するため特別支援教育を充実させることが必要不可欠である。特定の子どものための教育ではなく、一人一人の子どもの「教育的ニーズ」に対応する教育が特別支援教育と捉え、教員・保護者に伝えている。
 インクルーシブ教育を行う上で大切なのが、合理的配慮となる。ユニバーサルデザインの考えに基づいた教育との言葉とし、ユニバーサルデザインの言葉と関連させながら学校に周知、保護者や地域への啓発を図っている。ただし、100%すべての子どもに伝えることは困難である。枠から外れた子どもには、例えば通級指導の巡回指導などによって十分な教育が行われる。共に学び共に生きる教育をここでする。
 平成25年度～27年度にかけて文部科学省の委託、研究を受けて、インクルーシブ教育の構築・授業に着手し、

全校に広めて充実を図っている。合理的配慮の事例を増やし、情報共有に取り組んでいる。

課題については、先生の人事異動や新任の着任など、子ども理解に基づいた支援のできる教員の育成を持続していかなければならない。学校側が、子どもの「困っている状況を把握して支援」しているのか、「困った子」と捉えているのかで指導の仕方は変わってくる。原因と背景を支援の中で捉えて指導していけることが大事である。

組織的な支援、一人ではなく全員でやる特進教育の体制づくりが課題である。次に連携、いかにインクルーシブ教育システムを家庭、地域に周知させ、連携していくかが課題である。

2. 通教指導教室の巡回指導について

取り組み内容、経過と現状、課題について

困り感のある程度改善又は克服できるように、特別な支援を要する子どもの教育を行っている。大きく分けて、コミュニケーション能力を高めたり、運動の仕方などを学ぶ「小集団指導」と個々の困り感に応じて改善・克服するための「個別指導」をグループに応じてうまく組み合わせた指導を行っている。最大、週8時間まで指導を受けることが可能である。

教員の増加により、拠点校が増えたことから、保護者の付き添いの負担が減ったが、指導を受ける子どもが増加している。

小学校については、平成28年度から全面的に実施されるようになったことから、児童の増加傾向に伴う対応が今後重要になってくる。

中学校については、これから導入する段階で本年は、拠点校が1校、巡回校が2校で設置される運びとなった。来年度からは全校で実施される予定だが、保護者への理解・啓発、教職員の理解を図っていくことが必要となっている。

【 主な質疑 】

質問：スクールサポーターとはこういった方がなられるのか。教師なのか。

回答：教員免許取得者を市が雇い、各学校に配置し、対応している。

質問：肢体不自由の児童に対する学校施設整備の対応はどうなっているか。

回答：合理的配慮の一環として実施していかなければならないが、大規模なものの設置といった部分は十分できていない。できるところで人手での手厚いサポートが中心になってくる。既存施設を利活用した配慮を講じている。中学校はエレベータが設置されている。新たに作られた小学校はエレベータ設置でバリアフリーになっている。

質問：インクルーシブ教育を進める上でマニュアルを作成されているのか、各教師の方に任せているのか。

回答：マニュアルは作成していない。年に数回、コーディネーターに集まっていたいただき合理的配慮の事例の共有化を図っている。

質問：インクルーシブ教育の立ち上げの経緯はどういったものか。

回答：背景としては東京都の施策、多様な学びの場としての通級指導室については平成 28 年度から平成 30 年度の間すべての小学校で特別支援教室を設置するよう計画された。調布市はこれに先だって、平成 27 年度に全小学校に配置した。また学校現場側から教育委員会に対し、インクルーシブ教育実施の委託があった。

質問：モデルスクールの対応としてタブレットの使用についてはどうなっているか。

回答：「視覚認知が苦手である」、「記憶が苦手である」児童に対して、その障害克服の手段として使用、研究している。

質問：インクルーシブ教育の合理的配慮で、以前は同じ環境で教育を受けられなかった児童が、共に学べるようになったという実績はあるのか。

回答：特別支援教室の目的は「通常の学級で共に学べる」といったもので成果はでている。低学年から実施することが好ましい。

質問：通級指導とインクルーシブ教育における対象となる児童の障害程度は同等のものか。

回答：障害の程度に合わせて、「特別支援学校」というものがある。重度障害で「特別支援学校」で学ぶことが好ましいと判断された場合は東京都の管轄になる。調布市についての管轄は、小・中学校であり、比較的障害の軽い児童が対象となる。

質問：「特別支援学校」でなく、「普通学級」で学びたいと希望される保護者や本人の意見に対し、そういったものを受け入れていくということも目標の中にあるのか。

回答：多様な学びの場として、保護者と協議しながら考えていく。

質問：インクルーシブ教育が広く普及した場合、障害によらず、普通学級で学ぶことができるという判断基準が広がっていくというシステムと考えていいのか。

回答：現状ではすべての間口を広げていくといった段階には達していないと考えている。多様な場といったものをしっかり構築してまいりたい。

【 所 感 】

近年、教育現場における児童の状況も大きく変化しているように感じられる。「ゆとり教育」など、児童中心に教育が進められるようになり、その受け入れ方や指導方法に関して教師の方々が随分苦労されているようである。特に今回、視察させていただいたインクルーシブ教育に関しては、全国的に十分な広がりを見せていないため、保護者の理解は勿論のこと、子ども同士の理解や協力が必要になってくるのではなからうか。

しかし、平等の観点から見れば広く普及させるべき教育方法である。誰しも差別なく、少しの手間を惜しまなければ、時間はかかるかもしれないが、自らの障害を克服できる力を身に付けることができる機会が与えられる。それは将来的な財産にもなっていくものではないだろうか。現在舞鶴市では小・中一貫教育が開始された。「困った子」ではなく「困っている子」という捉え方の下、多様な教育の機会を設けるべきではないだろうか。インクルーシブ教育の導入については是非とも検討願いたいものである。

○ 視察先：長野県上田市

○ 視察先所在地：〒386-8601 長野県上田市大手 1-11-16

TEL 0268-23-5136

○ 視察目的・内容

【 目 的 】

ディジー教科書の導入について

【 調査項目 】

内容の詳細、導入の経緯、効果と課題について

【実績と成果】

平成 28 年度に第 2 期上田市教育支援プランを策定、教育理念として「燦と輝く上田市の未来を紡ぐ人づくり」を掲げている。

ディジー教科書については、基本政策の一つである学力の定着・向上の中の「ICTを活用した効果的な授業の推進」のための支援策となっている。

平成 25 年に市内小学校において、ディジー教科書の使用が始まる。生徒の成果に結びつくものとして非常に有用性が高いと判断し、平成 27 年に市内 8 校において（株）シナノケンシから機器を借りて使用する。現在、使用に関する要望が高まり、上田市教育委員会管理の下、ディジー教科書使用承諾を一括申請するに至り、平成 30 年度も継続している。

児童が自分のペース、ニーズに合わせて使用できることから、「読み書きがスムーズになった」、「文節の区切りが上手になった」、「文章への理解度が良くなった」、「自己肯定感や自尊感情が増した」など使用による十分な効果が見られている。

平成 29 年度使用者は 8,093 名、平成 30 年度の一般申請者は 6 月 28 日現在で 3,990 名となっている。

課題としては、教職員側の理解不足などにより、申請しなかった学校があるなど学校間で差が生じている。管理運用面と環境整備として、タブレットの故障など復旧に時間

を要することなどが挙げられる。なによりも紙の教材をデジタル化するための環境を整えることが最大の課題である。

【 主な質疑 】

質問： デイジー教科書利用に当たって、提供申請をするときにどのように審査されて提供されることになるのか。

回答： 申請者の情報を入力し、メールサーバーのURLにログインし、必要な情報を入力、申請していただく。リハビリテーション協会のアンケートがあり、問題がなければ約1週間を経て受理される。

質問： デイジー教科書の必要性はここで認定されるのか。無償提供となるのか。

回答： 認定はここでされる。

提供の方法は2つある。ダウンロードによる方法とCDで郵送の方法がある。ただし、CD郵送による方法は手数料分として1教科、3,000円となる。ダウンロードによる方法は無料。

質問： 教育委員会が申請した場合はすべて認められるのか。

回答： 教育長の承認があれば認められる。

質問： 教科書の改訂にともなう対応やアプリ作成の流れについてお聞きしたい。

回答： 電子書籍の規格に則って開発しているので教科書の改訂に合わせて作り直すようなことは行っていない。教科書は規格に合わせた形で作成されているため、それに合わせてより機能的なもの、使用しやすいものを開発している。

質問： その点での教職員の理解度はどうか。また、資料等で児童に対して使用規制の掛かるアプリが含まれることはないのか。

回答： 教師の判断に任せている。アプリには有料のもの、無料のものがあり、一旦無料のものを入れ、有料のものについては必要に応じて教職員の判断による。

質問： そうすると各学校において資料の部分で異なる教科書になる場合が発生するのか。

回答：教職員の判断によってそうなる。

質問：教職員の移動によって混乱を招くことはないのか。

回答：同じ環境になっているので、情報交換はできる。

質問：教科書が変わると新たにダウンロードを行なうのか。

回答：ソフトウェアは有償のもので購入いただければ継続して使用できる。教科書は「デジタル教科書単年度申請」の決まりがあるので当該年度ごと申請し、ダウンロードしていただく。

質問：料金は発生するのか。

回答：デジタル教科書については無料である。基本読み上げるだけのデジタル教科書は無償だが、それを使いやすくアプリ等を加えることによって有償となる。

質問：教科ごとのデジタル教科書があるのか。

回答：各教科すべてのデジタル教科書があり、ダウンロードが可能となっている。

【 所 感 】

昨今、勉強の苦手な子どもが不登校状態につながる状況が見られるなか、デジタル教科書の使用により、支援を必要とする子どもに手を差し伸べることで、不登校の状態を防止することができるのではないかと。つまり、本人の学びたいとする気持ちを基本的に生かすことができるわけである。今まで取り残されてきた部分を補う手段としては、素晴らしい開発であるものと思われる。本市においても不登校問題は決して見過ごすことのできない部分である。

本市におけるICT導入に関しては、慎重な意見もあり、また現場での理解が進まない状況にあるかもしれないが、デジタル教科書を必要とする使用者本人がタブレット端末を準備し、国からの補助制度を利用できれば、費用的な面はさほど問題を生じるものではないと思われる。平等な教育を推進する上からも、教育の機会を与えることは必要で

ある。デジタル教科書の使用に関しては、子どもたちが苦手を克服するためにも環境を整えば積極的に導入することが望まれる。